

審査会回答第11号
平成20年9月30日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年2月25日付け安農第5454号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第11号

平成19年12月26日付けで異議申立人から提起された、平成19年12月20日付け安農第5282号及び同日付け安農第5283号で行った却下決定に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った処分は妥当である。

(2) 理由

ア 平成19年12月20日付け安農第5282号で行った却下決定（以下「本件処分1」という。）について

(ア) 本件処分1に係る行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は「安房郡鋸南町への千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）の不適切な交付についてわかる一切の書類（返還に関する書類も含む、調査結果についてわかる書類も含む）」というものである。

(イ) 実施機関は、開示請求書の記載内容からは本件請求1に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成19年12月3日付け安農第5218号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成19年12月4日付けで回答書が送付された。

(ウ) 回答書に記載された内容は

「1、平成18年度に国からの通知で交付対象外の土地がわかって不適切な交付であった安房郡鋸南町への千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）の返還に関する一切の書類 原因が何であったのかも含む。国県への報告書も含む。返還したことがわかる伝票含む。」

というものであった。

実施機関は、回答書には本件請求1に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、

本件処分1を行った。

- (エ) 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び回答書を確認したところ、本件請求1は、開示請求書の記載内容から、千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）について、実施機関が不適切な交付をしていることを前提とした開示請求であることが認められる。

また、回答書には、上記ア(ウ)のとおりに記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を満たす記載は認められなかった。

- イ 平成19年12月20日付け安農第5283号で行った却下決定（以下「本件処分2」という。）について

- (ア) 本件処分2に係る行政文書開示請求（以下「本件請求2」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は

「1、南房総市（合併前の7町村含む）への千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）の不適切な交付についてわかる一切の書類（返還に関する書類も含む、調査結果についてわかる書類含む）」というものである。

- (イ) 実施機関は、開示請求書の記載内容からは本件請求2に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成19年12月3日付け安農第5218号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成19年12月4日付けで回答書が送付された。

- (ウ) 回答書に記載された内容は

「2、平成18年度に国からの通知で交付対象外の土地がわかって不適切な交付であった南房総市（合併前の旧7町村含む）への千葉県中山間地域等直接支払交付金（推進事業含む）の返還に関する一切の書類（原因が何であったのかも含む。国県への報告書も含む。国県への報告書も含む。返還したことがわかる伝票含む。）」

というものであった。

実施機関は、回答書には本件請求2に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分2を行った。

- (エ) 当審査会で、異議申立人から提出された開示請求書及び回答書を確認したところ、本件請求2は、開示請求書の記載内容から、千葉県中山間地域等直接支払交付金等（推進事業含む）について、実施機関が不適切な交付をしていることを前提とした開示請求であることが認められる。

また、回答書には、上記イ(ウ)のとおりに記載がされているものの、条例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を満たす記載は認められなかった。

- ウ 上記ア及びイのとおり、本件請求1及び2に係る行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。